

## 船橋市保健所肝炎ウイルス検査実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、保健所における肝炎ウイルス検査（以下「検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (検査項目)

第2条 検査項目は、B型肝炎ウイルス検査（HBs抗原検査）及びC型肝炎ウイルス検査（HCV抗体検査。結果によりHCV核酸増幅検査）とする。

### (検査対象者)

第3条 検査対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たしている者とする。

- (1) 市内に居住していること。
- (2) 過去に検査を受けたことがないこと。
- (3) 肝炎の治療を現に受けていないこと、又は過去に受けたことがないこと。
- (4) 医療保険各法その他の法令に基づく事業において、検査を受ける機会がないこと。

### (検査受付)

第4条 検査受付は、次の各号に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 検査を担当する保健師（以下「担当保健師」という。）は、検査を希望する者（以下「受検者」という。）に検査の流れを説明した上で、肝炎ウイルス検査申込書（以下「検査申込書」という。）に必要事項を記入させ、検査を受け付ける。
- (2) 担当保健師は、受検者に検査の特性、検査結果の通知等を説明し、受検についての同意を得た上で、検査申込書の記入事項に沿って問診を行う。

### (採血)

第5条 採血は、次の各号に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 採血は、医師の指示の下に採血を行うことのできる資格を有する者（以下「採血者」という。）が実施する。
- (2) 採血者は、検査申込書の検体番号欄に採血管番号を記入し、受検者に記入誤りのないことを確認する。
- (3) 採血者は、受検者の静脈から5～6mlを2本、無菌的に採血し、穿刺後の穿刺部位の確認、安静の指導等を行う。

### (検査)

第6条 検査は、委託検査機関において行うものとし、採血者は、検体に肝炎ウイルス検

査依頼書を添えて、保健所健康危機対策課検査係へ提出し、検査係の担当職員から委託検査機関に当該検体を引き渡す。

2 検査の方法及び結果の判定は、特定感染症検査等事業について（平成25年3月29日付健発第0329第18号厚生労働省健康局長通知）に定めるところにより行うものとする。

（検査結果の通知等）

第7条 検査結果は、受検から約2週間後に郵送により受検者に通知する。ただし、肝炎ウイルスの感染が疑われる者については、保健所への来所を促し、直接口頭により、検査結果の説明、医療機関の紹介、生活指導などを行う。

（採血者の感染防止）

第8条 採血者は、採血に使用した注射針、採血した血液等の取り扱いに十分注意し、注射針等により自らの身体を刺傷することがないように細心の注意を払わなければならない。

2 採血者が誤って注射針等により自らの身体を刺傷したときは、直ちに、別に定める針刺し事故防止マニュアルにより適切に対応しなければならない。

（個人情報保護等）

第9条 検査に携わる者は、受検者の個人情報の保護、人権等に十分配慮しなければならない。

（感染性廃棄物の処理）

第10条 注射針等の感染性廃棄物は、「感染性廃棄物の適正処理について」（平成16年3月16日付環産発第040316001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）に基づき、適正に処理しなければならない。

（補則）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。